

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

(事前届出等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行うとする者（次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者及び第五条の二第一項の規定により同項に規定する申請等を行うとする者を除く。）又は電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行うとする者（第八条第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一 氏名（法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。次条第一項第三号において同じ。）については、名称。以下この条及び第五条の二において同じ。）、住所又は居所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この条及び第五条の二において同じ。）（国税に関する法令以外の法令の規定に基づき当該申請等を行うとする者又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二・三 省略

2 省略

3 税務署長は、次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同条第一項の規定により申請等を行うとする者及び第八条第一項ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けて同項の規定により国税の納付を行うとする者に対し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

4 5 7 省略

(電子情報処理組織による申請等)

改正前

(事前届出等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行うとする者（次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者及び第五条の二第一項の規定により同項に規定する申請等を行うとする者を除く。）又は電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行うとする者（第八条第一項ただし書の規定の適用を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項をあらかじめ税務署長に届け出なければならない。

一 氏名（法人については、名称。以下この条及び第五条の二において同じ。）、住所又は居所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下この条及び第五条の二において同じ。）（国税に関する法令以外の法令の規定に基づき当該申請等を行うとする者又は法人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）

二・三 同上

2 同上

3 税務署長は、次条第一項ただし書（第一号に係る部分に限るものとし、同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けて同条第一項の規定により申請等を行うとする者及び第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて同項の規定により国税の納付を行うとする者に対し、第一項の申請等又は国税の納付手続に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

4 5 7 同上

(電子情報処理組織による申請等)

第五條 電子情報処理組織を使用する方法により申請等（前条第一項又は第

六項（第一号に係る部分に限る。）の届出を除く。以下この条において同じ。）を行う者は、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項（以下この条において「申請書面等記載事項」という。）並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

一 当該電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規定する個人番号カード利用者証明書が記録されているものに限る。第六条第一項第三号及び第八条第一項第一号において同じ。）又は移動端末設備（同法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた同法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備利用者証明書が記録されているものに限る。第六条第一項第三号及び第八条第一項第一号において同じ。）を用いて電子利用者証明（同法第二条第二項に規定する電子利用者証明をいう。第六条第一項第三号及び第八条第一項第一号において同じ。）を行う場合 識別符号及び暗証符号を入力すること（あらかじめ当該申請等を行う者が本人であることを確認するための措置として国税庁長官が定めるものがとられている場合には、識別符号及び暗証符号を入力すること並びに当該申請等の情報に電子署名を行うこと）及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

二 省 略

三 当該電子情報処理組織の利用の際に特定認証（デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第三号）第四条第二項ただし書に規定する法人共通認証基盤を利用して行われる法人の申請等が当該法人に係るものであること）の認証のうち国税庁長官が定めるものをいう。第六条第一項第

第五條 同 上

一 当該電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項に規定する個人番号カード利用者証明書が記録されているものに限る。第六条第一項第三号及び第八条第一項において同じ。）又は移動端末設備（同法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備をいい、当該移動端末設備に組み込まれた同法第三十五条の二第一項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備利用者証明書が記録されているものに限る。同号及び第八条第一項において同じ。）を用いて電子利用者証明（同法第二条第二項に規定する電子利用者証明をいう。同号及び第八条第一項において同じ。）を行う場合 識別符号及び暗証符号を入力すること（あらかじめ当該申請等を行う者が本人であることを確認するための措置として国税庁長官が定めるものがとられている場合には、識別符号及び暗証符号を入力すること並びに当該申請等の情報に電子署名を行うこと）及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

二 同 上

四号及び第八条第一項第二号において同じ。)を受ける場合 識別符号及び暗証符号を入力すること並びに当該申請等の情報に電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

256 省 略

7 通算親法人(法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。)が、他の通算法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。)の法人税(各事業年度の所得に対する法人税に限る。)及び地方法人税(地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。)に係る申請等(法人税法第七十五条の四第一項に規定する法人税の申告及び地方法人税法第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告を除く。以下この項及び第六条第二項において同じ。)に関する事項の処理として、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該通算親法人の使用に係る電子計算機から、申請書面等記載事項並びに同項の規定により通知された当該通算親法人の識別符号及び暗証符号並びに当該他の通算法人の識別符号(国税庁長官が定める場合には、当該通算親法人及び当該他の通算法人の識別符号)の入力(当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録(第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り)に記録されたものである場合(当該申請書面等記載事項を入力する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。))には、当該申請書面等記載事項の入力を除く。)をして、当該申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信した場合には、当該他の通算法人は、当該申請等を第一項に定めるところにより行ったものとみなす。この場合において、当該通算親法人が、当該申請等に係る添付書面等記載事項を第三項各号に掲げる方法(当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に記録されたものである場合には、同項第二号に掲げる方法)により送信し、又は提出したときは、当該他の通算法人は、当該添付書面等記載事項を同項に定めるところにより送信し、又は提出したものとみなす。

256 同 上

7 通算親法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。)が、他の通算法人(同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項及び第六条第二項において同じ。)の法人税(各事業年度の所得に対する法人税に限る。)及び地方法人税(地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)第六条第一項第一号に定める基準法人税額に対する地方法人税に限る。)に係る申請等(法人税法第七十五条の四第一項に規定する法人税の申告及び地方法人税法第十九条の三第一項に規定する地方法人税の申告を除く。以下この項及び第六条第二項において同じ。)に関する事項の処理として、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、当該通算親法人の使用に係る電子計算機から、申請書面等記載事項並びに同項の規定により通知された当該通算親法人の識別符号及び暗証符号並びに当該他の通算法人の識別符号(国税庁長官が定める場合には、当該通算親法人及び当該他の通算法人の識別符号)の入力(当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録(第二項各号に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り)に記録されたものである場合(当該申請書面等記載事項を入力する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。))には、当該申請書面等記載事項の入力を除く。)をして、当該申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信した場合には、当該他の通算法人は、当該申請等を第一項に定めるところにより行ったものとみなす。この場合において、当該通算親法人が、当該申請等に係る添付書面等記載事項を第三項各号に掲げる方法(当該申請等の情報が申請書面等記載事項をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録に記録されたものである場合には、同項第二号に掲げる方法)により送信し、又は提出したときは、当該他の通算法人は、当該添付書面等記載事項を同項に定めるところにより送信し、又

(申請等において氏名等を明らかにする措置)

第六条 情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

一 三 省 略

四 電子情報処理組織の利用の際に特定認証を受けて、申請等を行うこと。

五 省 略

2 第五条第七項の場合において、同項の通算親法人が、同項に規定する事項の処理に際し同項の申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は同項の国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書等を当該申請等と併せて送信したときは、同項の他の通算法人は、当該申請等について前項(第五号に係る部分を除く。)に規定する措置を行ったものとみなす。

(電子情報処理組織による国税の納付手続)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行おうとする者は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に記載すべきこととされている事項並びに国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続(以下この項において「特定納付手続」という。)を行う者にあつては第四条第二項の規定により通知された識別符号を、特定納付手続以外の納付手続を行う者にあつては同項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を、それぞれ入力して、これらを送信することにより、その納付を行わなければならない。ただし、特定納付手続以外の納付手続を行う場合において、次に掲げる場合に該当するときは、識別符号及び暗証符号を入力することを要しない。

一 当該電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード又は移動端末設備を用いて電子利用者証明を行う場合

二 当該電子情報処理組織の利用の際に特定認証を受ける場合

2 省 略

は提出したものとみなす。

(申請等において氏名等を明らかにする措置)

第六条 同 上

一 三 同 上

四 同 上

2 第五条第七項の場合において、同項の通算親法人が、同項に規定する事項の処理に際し同項の申請等の情報に当該通算親法人の代表者又は同項の国税庁長官が定める者の電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書等を当該申請等と併せて送信したときは、同項の他の通算法人は、当該申請等について前項(第四号に係る部分を除く。)に規定する措置を行ったものとみなす。

(電子情報処理組織による国税の納付手続)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により国税の納付を行おうとする者は、国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、国税通則法第三十四条第一項に規定する納付書に記載すべきこととされている事項並びに国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続(以下この項において「特定納付手続」という。)を行う者にあつては識別符号を、特定納付手続以外の納付手続を行う者にあつては第四条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて識別符号及び暗証符号を、それぞれ入力して、これらを送信することにより、その納付を行わなければならない。ただし、特定納付手続以外の納付手続について、当該電子情報処理組織の利用の際に個人番号カード又は移動端末設備を用いて電子利用者証明を行う場合には、識別符号及び暗証符号を入力することを要しない。

2 同 上

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和九年九月一日から施行する。

(法人税法施行規則等の一部改正)

2 次に掲げる省令の規定中「第四号」を「第五号」に改める。

一 法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第三十六条の四第七項及び第三十八条の四十八第六項

(電子情報処理組織による申告)

第三十六条の四 省 略

256 省 略

7 法第七十五条の四第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項(第五号に係る部分を除く。)(申請等において氏名等を明らかにする措置)の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 省 略

(電子情報処理組織による申告)

第三十八条の四十八 省 略

255 省 略

6 法第八十二条の七第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項(第五号に係る部分を除く。)(申請等において氏名等を明らかにする措置)の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

7 省 略

(電子情報処理組織による申告)

第三十六条の四 同 上

256 同 上

7 法第七十五条の四第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項(第四号に係る部分を除く。)(申請等において氏名等を明らかにする措置)の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 同 上

(電子情報処理組織による申告)

第三十八条の四十八 同 上

255 同 上

6 法第八十二条の七第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項(第四号に係る部分を除く。)(申請等において氏名等を明らかにする措置)の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

7 同 上

二 消費税法施行規則（昭和六十三年大蔵省令第五十三号）第二十三条の
四第六項

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十三条の四 省 略

255 省 略

6 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該事業者は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第五号に係る部分を除く。）（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

7 省 略

三 地方税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）第七条第
七項及び第七条の四第五項

（電子情報処理組織による申告）

第七条 省 略

256 省 略

7 法第十九条の三第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第五号に係る部分を除く。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 省 略

（電子情報処理組織による各課税対象会計年度の国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告）

第七条の四 省 略

254 省 略

5 法第二十四条の五第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定

（電子情報処理組織による申告の特例）

第二十三条の四 同 上

255 同 上

6 法第四十六条の二第一項の事業者が同項の規定により電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該事業者は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第四号に係る部分を除く。）（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

7 同 上

（電子情報処理組織による申告）

第七条 同 上

256 同 上

7 法第十九条の三第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第四号に係る部分を除く。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 同 上

（電子情報処理組織による各課税対象会計年度の国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告）

第七条の四 同 上

254 同 上

5 法第二十四条の五第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定

する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第五号に係る部分を除く。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

6 省 略

四 防衛特別法人税に関する省令（令和七年財務省令第三十一号）第五
第七項

（電子情報処理組織による申告）

第五条 省 略

2 5 6 省 略

7 法第二十七条第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第五号に係る部分を除く。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 省 略

する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第四号に係る部分を除く。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

6 同 上

（電子情報処理組織による申告）

第五条 同 上

2 5 6 同 上

7 法第二十七条第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（第四号に係る部分を除く。）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8 同 上